



「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要項

社会福祉法人北海道共同募金会留寿都村共同募金委員会

1. 趣 旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

留寿都村共同募金委員会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

3. 募集期間

令和6年1月5日（金）から令和6年6月28日（金）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金の受付（救援物資等は取り扱わない）

1) 直接お持ちいただく場合

<窓口>

留寿都村社会福祉協議会事務所（高齢者生活支援ハウス内）

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く） 8：45～17：30）

2) 口座振込する場合

<振込先>

募集義援金名	令和6年能登半島地震災害義援金
募集期間	令和6年1月5日（金）～同年6月28日（金） （被災の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）
受入口座	三井住友銀行 東京公務部支店 普通預金 0162530 （福）中央共同募金会
	りそな銀行 東京公務部支店 普通預金 0126815 （福）中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

※ 上記金融機関に送金した場合で税制上の優遇措置を希望される場合は、上記金融機関で受け取る振込金受領証等と中央共同募金会の「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱の提出が確定申告時に必要となります。同要綱については中央共同募金会のホームページからダウンロードすることができます。

・中央共同募金会ホームページ

<https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/34975/>



5, 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和6年1月5日時点

送金先被災地…石川県、富山県 ※県を指定しての寄付は不可となっております。

6, 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7, 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第7878条第22項第11号及び法人税法第3737条第33項第11号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第3737条の22第11項第11号及び第314314条の77第11項第11号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8, その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
